

2017年7月1日

羽田京急バス株式会社

## 運輸安全マネジメントに関する取り組み

羽田京急バス株式会社においては、輸送の安全を確保するために、以下のとおり全社員が一丸となって取り組んでまいります。

### 1. 輸送の安全に関する基本方針

- (1) 取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、事業所における安全に関する声および意見に真摯に耳を傾けるなど現業の状況を十分に踏まえつつ、社員に対して、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 会社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（これを「Plan Do Check Act」という。）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することで絶えず輸送の安全性の向上に努めてまいります。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表いたします。

### 2. 安全方針

- (1) 安全・安心輸送に徹すること
- (2) コンプライアンスを意識すること
- (3) 責任と自覚を持って積極的に業務を遂行すること

### 3. 2017年度重点項目

- (1) 発進時の車内人身事故防止
- (2) 歩行者・二輪車との加害事故撲滅
- (3) 自過失事故の減少（羽田京急バス項目）

### 4. 輸送の安全に関する目標および事故統計

#### (1) 2016年度

目標：加害事故発生件数40件以内

実績：加害事故58件

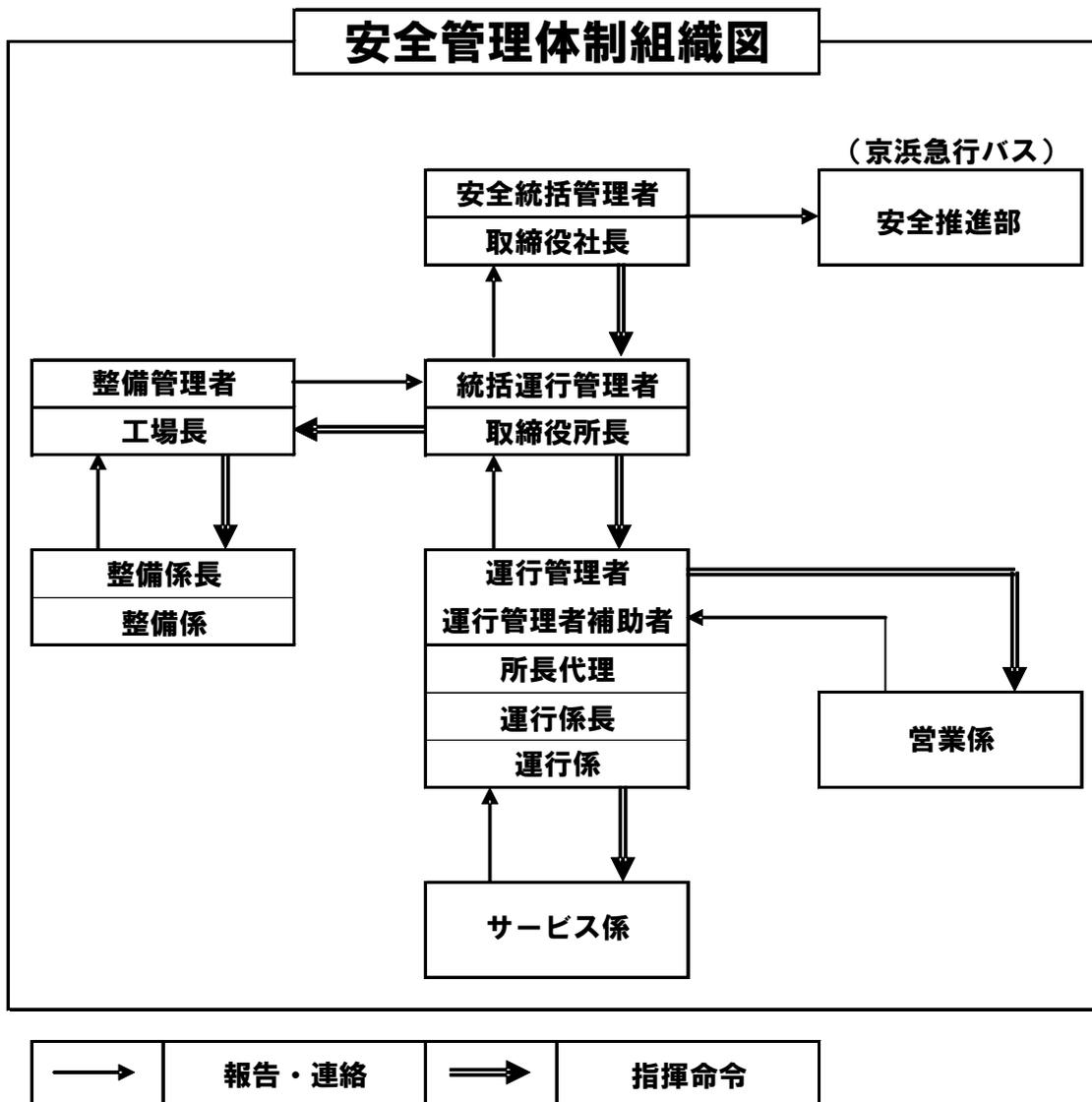
（自動車事故報告規則第2条に規定する加害事故3件、被害事故0件）

#### (2) 2017年度

目標：加害事故発生件数44件以内（加害事故全般軽微なものを含む）

5. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統図

羽田京急バス株式会社



## 6. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 安全最優先の原則を維持するため、各会議体・現場巡視等で安全意識の啓発を図る。
- (2) 安全対策サービス向上委員会を中心に情報共有を行い、安全風土の醸成に努める。
- (3) ドライブレコーダーの映像を取得、ヒヤリハット情報を収集し、分析の活用により事故傾向を絞込み、未然・再発防止を図るための有効活用の実施。
- (4) 国土交通省、バス協会、関係団体等通達の実施、および協調して事故防止を推進する。
- (5) 重点項目の実施状況を確認のため、添乗および街頭指導の更なる強化。

## 7. 輸送の安全に関する計画

### (1) 安全運動

- ① 社長現場巡視（7月・12月）
- ② 春・秋の全国交通安全運動（4月・9月）
- ③ 夏季安全輸送サービス向上運動（7月～8月）
- ④ 交通キャンペーン（12月） 東京地区に参加
- ⑤ 年末年始安全総点検サービス向上運動（12月～1月）

### (2) 各会議体

本社部門・現業部門による各会議を開催し、情報の共有により、輸送の安全強化を図る。

- ① 京浜急行バス主催会議体（経営部門）
  - ・安全対策サービス向上委員会（出席）
- ② 京浜急行バス主催会議体（経営・現業部門）
  - ・バスグループ会議（出席）
  - ・安全対策サービス向上委員会（春・秋大会）（出席）
  - ・事故防止サービス向上委員会（出席）
- ③ 羽田京急バス主催会議体（経営・現業部門）
  - ・安全マネジメント推進委員会
  - ・事故防止サービス向上懇談会

### (3) 設備投資

2017年度も引き続き低公害車・バリアフリー対応車・ドライブレコーダーの更新及びカメラの増設を順次導入します。

## 8. 安全に関する教育・訓練計画（京浜急行バス、子会社3社と共同で実施する。）

※「子会社3社」とは、羽田京急バス(株)、横浜京急バス(株)、湘南京急バス(株)をいう。

### 【運行管理者】

- (1) 運輸安全マネジメントに関する外部講習（関東運輸局・NASVA）

- (2) 運行管理業務の実務研修（運行管理・乗務員指導教育・事故処理）
- (3) 運行管理者一般講習
- (4) 新人運行管理者の基礎研修

【新人サービス係】

- (1) 有効的な新人サービス係教育プログラムの作成およびフォロー研修の検討

【サービス係】

- (1) 運転技能に関する教育（安全運転研修・バス省エネ運転講習会）
- (2) 適性診断の受診（一般診断・特定診断・初任診断・適齢診断）
- (3) 国土交通省告示に基づいた教育
- (4) 外部講師を招き、接客向上のための研修会の実施およびフォロー研修の検討
- (5) 上記の他、営業所においてサービス係に対して必要な知識・技能教育

【その他】

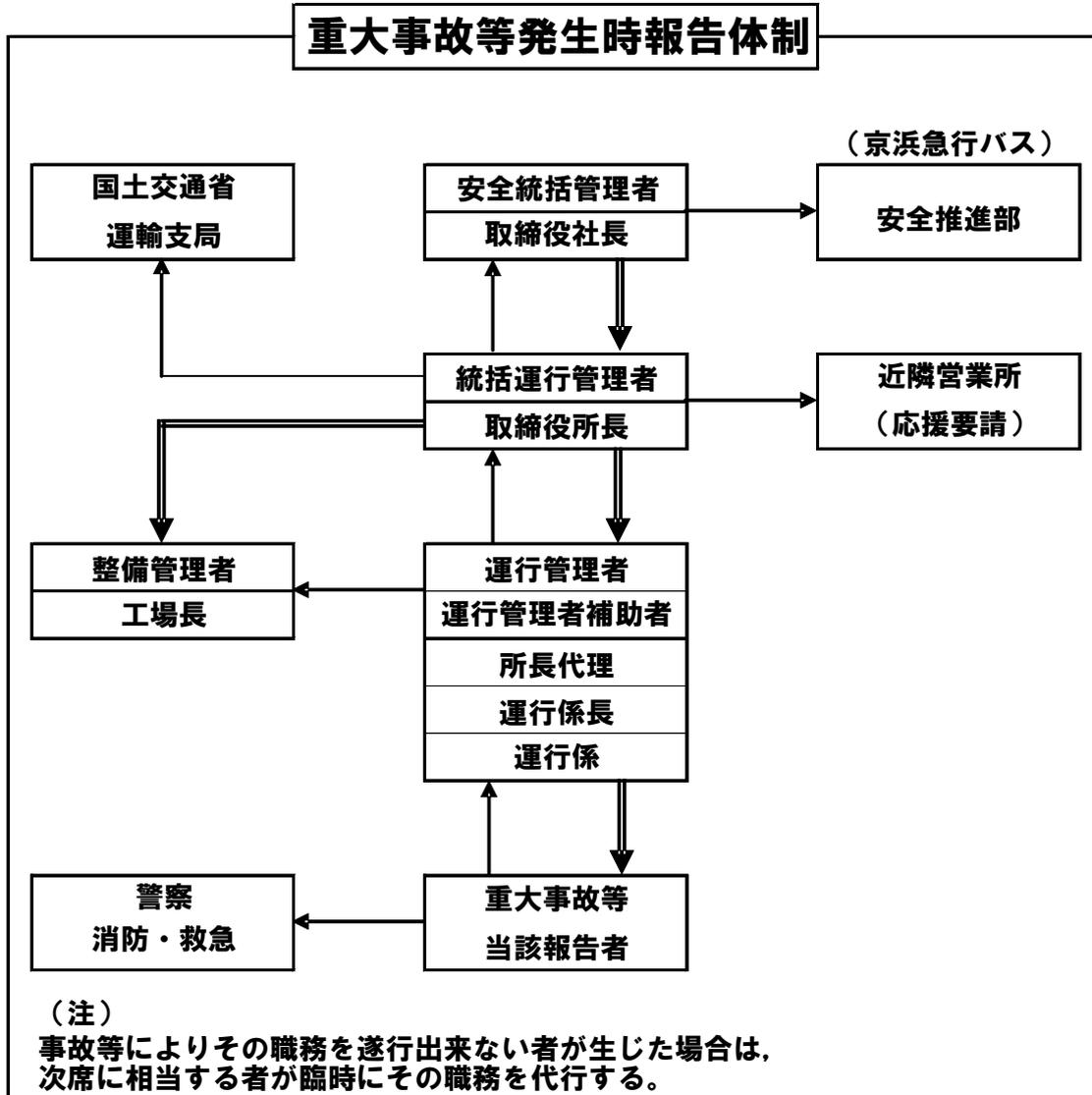
- (1) 内部監査要員教育の構築と強化のため、外部機関を活用し多くの監査員を養成する。
- (2) 安全意識啓発のための講習会への参加、外部施設の見学

## 9. 輸送の安全に関する内部監査結果および改善措置

内部監査および京浜急行バス(株)による営業所調査を受けた結果、大きな指摘事項はありませんでした。

10. 重大事故等発生時の報告体制

羽田京急バス株式会社



### **11. 輸送の安全に関する予算等の実績額**

輸送の安全性の向上を目的とした新車購入，設備投資，教育費等を金額に示しますと，次のとおりになりました。

2016年度 2,031,758千円（京浜急行バス，子会社3社の総額）

### **12. 安全統括管理者**

取締役社長 岩田 信夫

### **13. 安全管理規程**

別紙のとおり

別紙

## 安全管理規程

羽田京急バス株式会社  
制定 2006年10月 1日  
改訂 2015年 9月16日

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)

第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係わる業務活動に適用する。

### 第2章 輸送の安全を確保するための事業運営の方針

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 取締役社長(以下「社長」という。)は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声および意見に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ社員に対し、輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

3 当社は、親会社100%株主である京浜急行バス株式会社(以下「親会社」という。)の指揮、命令および教育のもと、密接に連携し、特に、管理の受委託の実施にあたっては、委託者および受託者は相互に協力・連携し、一丸となって輸送の安全性に向上に努める。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、親会社の実施する重点施策に連携し、次に掲げる事項を実施する。

(1)輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守すること。

(2)輸送の安全に関する費用支出および投資を、積極的かつ効率的に行うよう努めること。

(3)輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。

- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

#### **(輸送の安全に関する目標)**

第5条 社長は、第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

#### **(輸送の安全に関する計画)**

第6条 社長は、前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

### **第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の体制**

#### **(社長の責務)**

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全確保に関し、自らが選任した安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施および管理の状況が適切かどうかを常に確認し、親会社社長に報告し、必要な改善を行う。

#### **(社内組織)**

第8条 社長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、親会社の安全管理部門(京浜急行バス株式会社安全管理規程第8条で定める組織)と連携させて、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

(1) 安全統括管理者

(2) 運行管理者

(3) 整備管理者

(4) その他必要な責任者

2 営業所長(統括運行管理者)は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所内を統括し、指揮監督を行う。

3 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大事故、災害等に対応する場合も含め、別紙1に定めた組織図による。

#### **(安全統括管理者)**

第9条 社長は、自らが安全統括管理者となる。ただし、社長が、第2項の要件を有しない場合または第3項に該当する場合は取締役の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第47条の5に

規定する要件を満たす者とする。

3 社長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、該当管理者を解任または辞任する。

(1) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

(2) 関係法令の違反または輸送の安全確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れがあると認められるとき。

#### (安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

(1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。

(2) 輸送の安全の確保に関し、その実施および管理の体制を確立、維持すること。

(3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画を誠実に実施すること。

(4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し、周知を図ること。

(5) 輸送の安全確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。

(6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

(7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。

(8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。

(9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育または研修を行うこと。

(10) その他の輸送の安全確保に関する統括管理を行うこと。

### 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施およびその管理の方法

#### (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目的を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

#### (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 社長は、現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

#### **(事故、災害等に関する報告連絡体制)**

第13条 事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制は、別紙2に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長、社内および親会社の関係部署に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 社長は、自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合には、当該報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

#### **(輸送の安全に関する教育および研修)**

第14条 安全統括管理者は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育および研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

#### **(輸送の安全に関するチェック・業務の改善に関する事項)**

- 第15条 社長は、親会社と共同で、安全管理の実施状況等について、少なくとも1年に1回以上、輸送の安全に関するチェックを行う。また、重大な事故、災害等が発生した場合には、緊急にチェックを行う。
- 2 前項のチェック結果を踏まえ、輸送の安全のために必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。
  - 3 悪質な法令違反等により、重大事故を起こした場合においては、安全対策全般または必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための対策を講じる。

#### **(情報の公開)**

- 第16条 社長は、輸送の安全性の向上のための施策および取り組み実績、自動車事故報告規則に基づく重大事故情報、その他安全に関する情報について、毎年度、外部に対して公表する。
- 2 社長は、運輸規則第47条の7に基づき、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

#### **(輸送の安全に関する記録の管理等)**

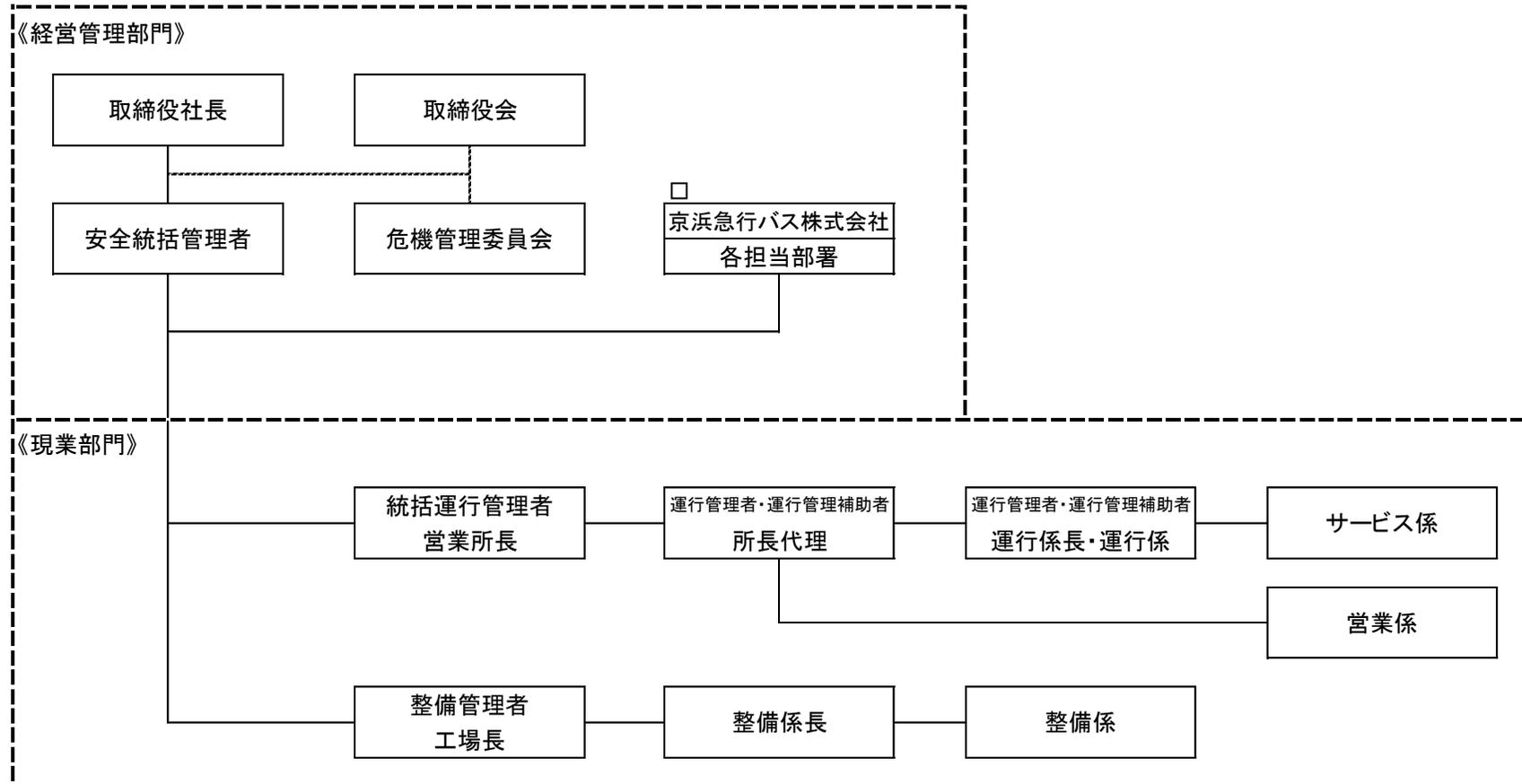
第17条 社長は、輸送の安全に関する基本的な方針、目標、計画およびチェックの結果その他の輸送の安全に関する情報の記録および保存の方法を定め、保存する。

#### **付則**

この規程は、平成18年10月1日から実施する。

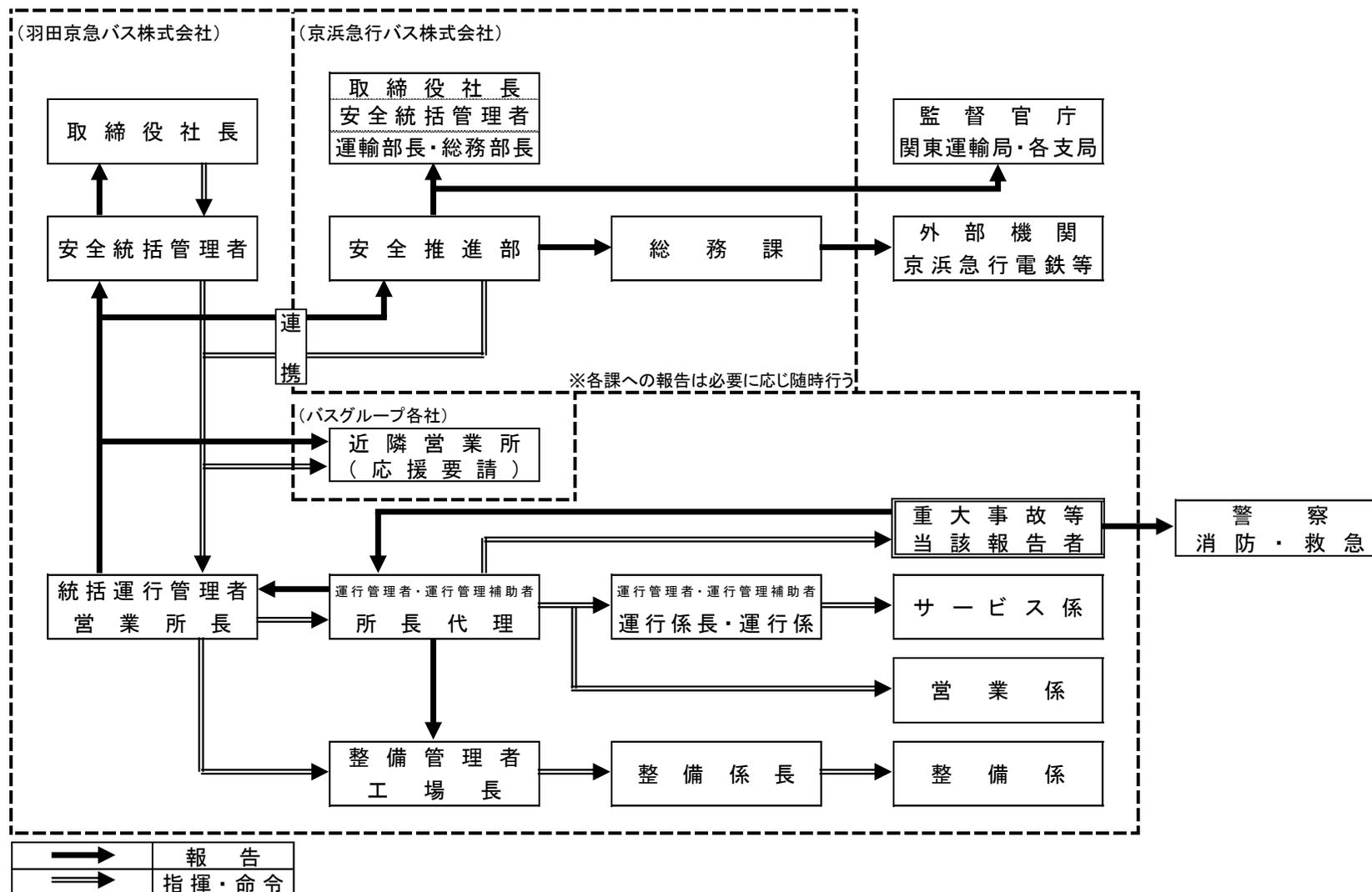
# 安全管理体制組織図

【別紙1】



(注) 事故等によりその職務を遂行出来ない者が生じた場合は、次席に相当する者が臨時にその職務を代行する

# 重大事故等発生時指揮命令系統図



(注) 事故等によりその職務を遂行出来ない者が生じた場合は、次席に相当する者が臨時にその職務を代行する